



福岡医発第2124号(地)
平成26年10月30日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一良
(公 印 省 略)

改正パートタイム労働法説明会の開催について

平成26年10月16日付け福岡医発第1965号(地)にて短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律等(以下「パートタイム労働法」という。)が改正され、平成27年4月1日より施行される旨、貴会宛てご連絡致しました。

今般、福岡労働局雇用均等室長より別添のとおり、改正パートタイム労働法の内容の理解と雇用環境の整備を推進することを目的として、各事業場の事業主や人事労務担当者等を対象に標記説明会を下記のとおり開催する旨、周知依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても、本件につきましてご了解頂くとともに、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

なお、参加希望の場合は、別添参加申込書にご記入の上、FAXにて福岡労働局雇用均等室宛て(092-411-4895)お送りください。

記

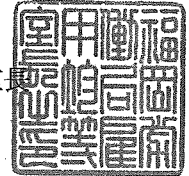
1. 日時 ①平成26年11月19日(水) 13:30~15:30
②平成26年11月25日(火) 13:30~15:30
③平成26年12月 3日(水) 13:30~15:30
2. 会場 ①②とも 福岡合同庁舎新館3階 共用大会議室
福岡市博多区博多駅東2-11-1 TEL092-411-4894
③北九州商工会議所 会議室 大ホール
北九州市小倉北区紺屋町13-1 TEL093-541-0181
3. 参加 ①②③とも先着200人(※参加費無料)
4. 内容 ①と②③で内容が若干異なります。詳しくは別添資料をご参照ください。

福岡労均発 1017 第 2 号

平成 26 年 10 月 22 日

各関係機関・関係団体 各位

福岡労働局雇用均等室長



改正パートタイム労働法説明会の開催について

時下ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より、雇用均等行政の推進に格別の御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、我が国における少子高齢化の進展、就業構造の変化等の社会情勢の変化に伴い、パートタイム労働者の果たす役割の重要性はますます増大してきています。

パートタイム労働者の公正な待遇を確保し、納得して働くことができるようにするため、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律等の改正（以下「改正パートタイム労働法」という。）が行われ、平成 27 年 4 月 1 日より施行されます。

今回の改正では、①正社員と差別的取扱いが禁止されるパートタイム労働者の対象範囲の拡大、②短時間労働者の待遇の原則の新設、③パートタイム労働者を雇い入れたときの事業主による説明義務の新設、④パートタイム労働者からの相談に対応するための事業主による体制整備の義務の新設等が行われております。

当局では、改正パートタイム労働法の内容を御理解いただき、雇用環境の整備を推進するために標記説明会を開催することといたしました。

つきましては、業務御多忙中のところ恐縮ですが、是非御参加くださいますよう御案内申し上げます。

なお、説明会の参加御希望の場合、別添参加申込書に御記入の上、当室あて FAX くださいますようお願いいたします。

また、説明会の開催につきまして、傘下企業への周知・広報に御協力くださいますようよろしくお願いいたします。

【お問い合わせ・申し込み先】

福岡労働局雇用均等室

（担当：島崎、塚本、古賀、岩重、西田）

〒812-0013

福岡市博多区博多駅東 2-11-1 福岡合同庁舎新館

TEL092-411-4894 FAX092-411-4895



改正パートタイム労働法説明会

福岡労働局雇用均等室

パートタイム労働者の公正な待遇を確保し、納得して働くことができるようにするため、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律等の改正が行われ、平成27年4月1日より施行されます。

この改正に伴い、企業の雇用管理等の整備を推進するため説明会を実施いたします。
是非ご参加ください。

参加費無料

福岡会場

日時：平成26年11月19日（水）13:30～15:30

会場：福岡合同庁舎新館3階 共用大会議室（福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 ☎092-411-4894）

定員：先着 200人（事業主・人事労務担当者等）

内容：改正パートタイム労働法について

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

短時間・在宅労働課長 宿里 明 弘

職務分析・職務評価支援について 福岡労働局雇用均等室

※会場MAPは裏面にあります。

福岡会場

日時：平成26年11月25日（火）13:30～15:30

会場：福岡合同庁舎新館3階 共用大会議室

定員：先着 200人（事業主・人事労務担当者等）

北九州会場

日時：平成26年12月3日（水）13:30～15:30

会場：北九州商工会議所 会議室 大ホール

定員：先着 200人（事業主・人事労務担当者等）

内容（11月25日福岡会場、12月3日北九州会場とも同じです）

・説明：福岡労働局

①改正パートタイム労働法について

②職務分析・職務評価支援について

③労働契約法改正のポイント

④キャリアアップ助成金について



下記参加申込書にご記入の上、福岡労働局雇用均等室までFAXまたは郵送でお申し込みください。

※受付は先着順とし、定員となり次第締め切りとさせていただきます。参加通知書等は返送いたしませんので、ご了承ください。

●お問合せ・申込先：福岡労働局雇用均等室 FAX：092-411-4895

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館（☎092-411-4894）

【参加申込書】

福岡労働局雇用均等室あて

FAX：092-411-4895

申込年月日 平成26年 月 日

会場（希望会場に☑）	☐ 福岡会場（11月19日）	☐ 福岡会場（11月25日）	☐ 北九州会場（12月3日）
事業所名	電 話		— —
所在地	FAX		— —
参加者所属・役職・氏名	(所属)	(氏名)	
	(役職)		

福岡合同庁舎新館 3階
共用大会議室
福岡市博多区博多駅東 2-11-1
☎092-411-4894

※公共の交通機関をご利用下さい。

[illegible]